

## 国税通則法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 国税に関する法律の規定による担保の提供手続について、国税庁長官等への提出が必要となる書類の範囲を明確化する。(第 16 条関係)
- 2 特定納税管理人の指定について、特定納税管理人として指定することができる法人と特定納税者との間の特殊の関係を定めることとする。(第 39 条の 2 関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 項関係)